

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」

研究開発領域

中間評価報告書

平成29年3月29日

国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター 運営評価委員会

# 1. 評価の概要

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域（以下、本領域）は、平成 26 年度に開始され、平成 31 年度終了を予定する社会技術研究開発センター（以下、RISTEX）の研究開発領域である。

RISTEX 運営評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則」（平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 81 号）」に基づき、本領域の中間評価を実施した。

## 1-1. 評価対象

研究開発領域	持続可能な多世代共創社会のデザイン
領域総括	平成 28 年 2 月～現在 大守 隆 元 内閣府 政策参与／元 大阪大学 教授
	平成 26 年 6 月～平成 28 年 1 月 植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科 教授

## 1-2. 評価の目的

本領域の目標達成やマネジメントの状況を把握し、本領域並びに RISTEX に対して運営改善や今後の展開に向けた示唆を提供することを目的とする。

## 1-3. 評価方法

以下の視点から、本領域が作成した活動報告書（中間評価用資料）の査読と、領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答及び運営評価委員による総合討論を基に評価を実施した。

- (1) 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）
  - (1-1) 対象とする問題と目指す社会の姿
  - (1-2) 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法
  - (1-3) 成果の社会への影響
- (2) 領域の運営・活動状況（プロセス）
- (3) 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）
- (4) RISTEX への提案等

## 1-4. 評価者

本評価は、RISTEX 運営評価委員会が実施した。構成員は以下の通りである。なお、評価対象となる研究開発領域の利害関係者は存在しない。

氏名	所属・役職（平成 29 年 3 月 27 日現在）
安梅 勅江	筑波大学 教授
神尾 陽子	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 部長
神里 達博	千葉大学 教授
木村 陽子	奈良県立大学 理事
○ 鈴木 達治郎	長崎大学 教授
林 隆之	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 教授
本多 史朗	公益財団法人トヨタ財団プログラムオフィサー
結城 章夫	山形大学 名誉教授

○：委員長

## 2. 評価結果

### 2-1. 概要

#### 2-1-1. 領域の目標等

近年、我が国は人口減少、少子高齢化、エネルギー問題、経済の停滞と財政赤字など厳しい状況に直面しており、これに加え、地球規模の気候変動などに伴う環境面の課題についても対応がせまられている。本領域では、子供から高齢者まで多世代・多様な人々が活躍するとともに、将来世代も見据えた都市・地域を、世代を超えて共にデザインしていく研究開発を推進する。本領域の目標は以下のとおりである。

<1>人口減少、少子高齢化、財政縮小等の課題を抱えつつある都市地域を、環境、社会、経済の各側面から持続可能とするため、これまで有効に活用されてこなかった地域の多様な資源や新技術・適用可能な技術を活用し、環境と調和しながら、子供から高齢者まで年齢、国籍、性別、障害の有無によらず多世代・多様な人々が、就労や社会参画等を通じて地域とのつながりを得て包摂され、創造性を発揮して活躍することができる社会をデザインする。

<2> <1>で掲げた社会をデザインすることを目指し、環境、社会、経済の多面的な価値創出を目指して包括的なアプローチによる市民視点の実践的な研究開発を実施し、都市地域への研究開発成果の実装につながる、科学的根拠に基づいた持続可能となるための新たな仕組みを創出する。

その際、研究開発そのものが多世代・多様な人々との共創の取組となるとともに、地域の特性を生かした新たな産業・事業やサービスの創出につなげるために、研究開発段階から社会の関与者たる多様な関係機関（特に地方公共団体）を構成メンバーとする研究開発チームを編成し、成果の利用者たる地域住民からのフィードバックを行う具体的な仕組みを組み込むなどの連携体制を構築する。

<3> <1>、<2>により得られた個別の成果が、国内外の他地域で活用されるよう、一般化、体系化を図るとともに、当初から個々の研究開発プロジェクト間の連携を図り、最終的に複数の成果を統合し地域に実装する取組につなげる。またその担い手となる関与者が、継続して協働・共創するためのネットワークを構築する。

## 2-1-2. 評価結果の概要

本領域について、対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）、領域の運営・活動状況（プロセス）、目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）の視点から評価を実施した結果、プロセスは、継続的に改善が図られるなど、総じて優れた対応がなされていると評価できるが、ストーリーについては一層の具体化、明確化を図っていただき、アウトカムについては領域の3つの目標に沿った成果創出に引き続き注力いただきたい。

ストーリーにおいては、本領域が対象とする社会の問題が幅広いため、目標の達成方法として市民の意識変化、行動変化、新しい仕組みの提案という工程を踏むとしているが、その説明が抽象的な内容に留まっている。

プロセスとしては、全体として高く評価できる。多世代共創という概念や本領域が目指す社会の姿について理解を高めるため、募集・選考においては独自ワークショップを開催し、ステークホルダーも早い段階から参加し、プロジェクトの採択後には領域運営として勉強会や合宿などを開催し議論の場を設けるなど、きめ細かく柔軟な取り組みが見られた。また、領域全体として横串的に知見を整理するために独自のリサーチ・クエスチョンが設定された。

アウトカムに関しては、リサーチ・クエスチョンや、新しい概念を表現するために作成されている「キーワード集」などの手段で領域全体としての成果創出を目指している点は評価できる。しかし、「多世代共創」という方法論を具体的に示し、その有効性を証明する道筋は未だ明確ではない。今後は、領域が掲げた3つの目標に沿った成果が出せるよう、まずは各プロジェクトの研究開発や社会実装の成果創出に注力し、その上でリサーチ・クエスチョンに対する具体的な答えを取りまとめることで、より具体性のある方法論が提示されることを期待する。

## 2-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）

### 2-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿

本領域が目指す持続可能な社会とは、環境と調和しながら多世代・多様な人々が将来世代に負の遺産を遺すことなく、well-being が持続的に向上していくことのできる社会である。持続可能性という概念が提唱されて久しく、その重要性については多くの人々が認識していると考えられるにもかかわらず、持続可能な社会が実現しているとは言いがたい。本領域は、持続可能な社会の実現には多世代の視点からのアプローチが有効であるという仮説を立て、その具体的可能性を探ることを課題としている。関連する類似の取り組みとしては、SDGs<sup>1</sup>、Future Earth<sup>2</sup>、環境未来都市構想<sup>3</sup>、地方創生、一億総活躍社会、パリ協定<sup>4</sup>などがあるが、本領域は、持続可能な社会の実現という目標を多世代共創という方法論を通じて追及するところに独自性がある。なお、本領域では持続可能性を、環境、社会、経済、文化など幅広い側面に関わるものと捉えている。各側面をバランスよく統合する包括的なアプローチが重要であるが、非常に難しい課題であるため、各プロジェクトにおいては、これらの面の少なくともどれか（できれば複数）について持続可能性を追求することを想定している。

以上が活動報告書で述べられていることの概要である。

本領域が「多世代共創」を方法論としてこの問題に取り組んでいることはユニークな点である。また、この領域が考えている「多世代」は、同じ時代に生きている世代に留まらず、過去の世代や未来の世代も含んでおり、現在を生きる人々が「今」を託された世代であるという意識が薄れてきている可能性を指摘していることも大変に良い発想だと評価する。

しかし、本領域が扱う社会の問題が幅広いことが原因と思われるが、目指す社会の姿には総花的な印象がある。領域運営の中で概念整理に多大な努力がなされているものの、別途実施されたプロジェクトおよびアドバイザーへのアンケート調査（以下、アンケート調査）においても概念の不明瞭さが指摘されている。当初の領域設定の問題でもありと思うが、領域内において引き続き概念整理・明確化と概念共有の努力を続ける必要がある。

また、人口減少社会における多世代共創の可能性と限界についても整理する必要がある。

---

<sup>1</sup> 平成 27 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて掲げられた「持続可能な開発目標」。

<sup>2</sup> 地球規模の持続可能性を実現することを目的として平成 25 年に発足した国際的なプログラム。

<sup>3</sup> 「今後世界的に進む都市化を見据え、環境や高齢化対応などの課題に対応しつつ、持続可能な経済社会システムを持った都市・地域づくりを目指す」として平成 23 年から政府が進める構想。

<sup>4</sup> 平成 27 年 12 月に、第 21 回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で採択された、地球温暖化対策の国際的な枠組みとなる協定。

## 2-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法

本領域が掲げた具体的な目標は以下の3つである。

目標 1. 持続可能な都市・地域のデザイン提示

目標 2. 多世代共創を促す仕組みづくり

目標 3. 統合的な成果の社会実装に向けたネットワーク構築

目標 1.は、本領域が目指す持続可能な社会の姿を提示していくものである。目標 2.は、多世代・多様な人々の協働による実践的な研究開発プロジェクトを実施し、成果が都市・地域で実装されるための仕組みを創出するものである。目標 3.は、個別の成果が国内外の他地域で活用されるよう、一般化・体系化を図るとともに、複数の成果を統合して実装する取組みに繋げるものである。

これらを達成するため、以下のプロセスを企図している。

### ①人々の意識の変化

多世代共創的諸活動を通じて、持続可能な社会を実現する必要性について人々の認識を高め、その成果を各種の意識指標で計測する。

### ②人々の行動変化

分野によっては、持続可能性を志向した行動に結びつくものもあると考えられ、行動の変化についても計測し効果の実証を試みる。

### ③新しい仕組みの提案

新しい仕組みとして、どのようなものがなぜ望ましいのか、その副作用をどのように防ぎ得るのかについても、説得力のある実証を行い、社会実装に繋げる。

以上が活動報告書で述べられていることの概要である。

上述の目標 1~3 は目標としてはやや一般的な感はあるが適切である。しかし、これらの目標に対して各プロジェクトがどのように位置づけられるのか不明瞭である。また、目標 3 に関する説明が特に抽象的であり、どのようにして他地域での活動に繋げるのか具体的な検討が必要である。領域終了までには各目標の達成状況を具体的に示していただきたい。

目標の達成プロセスは明確に示されている。しかし、現実には人々の意識変化を新しい仕組みの提案に繋げるにはかなりの障壁があると思われる。制度、仕組み、および技術の観点から変化の道筋を明確にし、意識の変化を重視するだけでなく、行動の変化や仕組みの提案を導き出すために具体的に何をやるのかを考えていただきたい。領域の活動の成果を確認するため、人々の意識変化や行動変化を各種の指標で計測しようとしていることは意欲的であり、プロジェクト間での領域概念や知見の共有化に有効なアイデアであると評価する。ただし、実際には指標の設定と計測に困難が伴うと予想されるため、領域終了までに、むしろ実務的で具体的な方法が検討されることを期待する。

全体的には、目標 1~3 とプロセスとして挙げられた意識変化、行動変化、および仕組み

の提案がどのように対応するのか不明瞭なので、ストーリーの全体像をさらに整理することが望まれる。

### 2-2-3. 成果の社会への影響（中・長期的な構想）

社会的影響の発現の重要な経路として、活動に参加した市民の意識変化を通じるもの、自治体の取り組みや制度変革を通じるもの、教育の変容を通じるものなどを想定しており、持続可能な社会の実現には時間がかかることが多いため意識指標などを中間指標として設定し計測していくことが重要であるとしている。

成果の担い手や受け手については、各プロジェクトにおける関係者に加え、SDGs や地方創生などに取り組む人々を想定している。また、本領域では、中・長期的に社会へ影響を及ぼすには人材育成やネットワークの形成が必要不可欠であるとしており、領域活動をとおして新しいタイプの人材ネットワークの形成を目指すとともに、領域終了後も関係者が情報交換や活動継続していくための布石を打つことや、学会のような形に発展させることも視野に入れている。

以上が活動報告書で述べられていることの概要である。

中間指標として意識の変化を計測することは良いが、必ずしも行動の変化の前に顕著な意識の変化が見られるとは限らず、行動の変化が意識の変化より先となる場合もありうる。また、意識が変化したからといって必ず行動の変化に繋がるとは限らない。意識から社会の変化を目指すことに過度に拘らず、目指す社会の姿からのバックキャストなどの考え方を再確認しつつ、中・長期的に社会へ影響を及ぼすための方策（例：目標2の仕組みづくり）を重視していただきたい。また、成果の担い手や受け手として個別プロジェクトの中での参加者などが挙げられているが、その他の受け手として、領域として提案する社会デザインに対してどれだけの自治体が領域の成果の導入に至ったかなどの影響評価を検討されたい。

人材育成やネットワーク形成の重要性が強調され、領域終了後まで意識されていることは具体的目標として評価できる。将来的に学会のような形に発展させていくことも検討されているが、その時には市民や自治体などのステークホルダーの参加や担い手・受け手の育成を考慮していただきたい。

## 2-3. 領域の運営・活動状況（プロセス）

### <領域の運営・活動>

募集・選考は、書類選考、面接選考を基本に行われたが、2年度目以降、主に次のような独自の改善が図られた。

- ・総括・アドバイザー全員が全ての提案を査読できるよう、簡潔なコンセプトペーパーによる一次選考、フルペーパーによる二次選考という2段階の書類選考方式をとった。
- ・2年度目の選考の途中から、募集時点で、領域としてのリサーチ・クエスチョンを設定し、領域全体として横串的に知見を整理していくこととした。
- ・提案を育む工夫として、参加者公募制ワークショップを開催し、領域のコンセプトをもとに地域・現場の問題意識や問題解決に向けた研究開発の可能性などを議論する場を提供した。
- ・一次選考を通過した提案には、成果の社会実装を意識させることを企図してロジックモデルを求めた。

採択後のプロジェクトのマネジメントとしては、計画書の精査、総括面談、サイトビジット、進捗報告会、合宿などを行った。経年に伴い各プロジェクトの担当アドバイザーの人数や主担当の指名などの工夫が施され、企画調査に関しても、1年度目と2年度目で担当アドバイザーの関与の方式が変更された。

### <プロジェクトポートフォリオ>

領域のアウトカムとプロジェクトの関係性をマップとして整理し、これに基づき、最終年度の募集では、不足分野を補うことに努めた。また、プロジェクトの知見の組み合わせや共通課題の抽出などの横断的な取組に向け、俯瞰・横断枠を設けて公募を実施した。

### <ステークホルダーの参加>

プロジェクトにステークホルダーとの協働を促すため、提案段階からステークホルダーとの関係構築の程度について記述を求め、2年度目からは二次選考において、主要なステークホルダーからのアピール等を添付できるようにした。また、成果の担い手・受け手となる人々に対しては、領域のウェブサイト、メーリングリスト、Facebookなどを利用して、リサーチ・クエスチョンやイベント情報等の発信を行っている。

以上が活動報告書で述べられていることの概要である。

領域マネジメントグループ（総括、アドバイザー及び RISTEX スタッフ）が、RISTEXの他の領域の知見も踏まえながら、より優れた領域運営を目指す姿勢が随所に見られ、領域の運営・活動状況は、総じて、きめ細かく柔軟になされていると高く評価できる。

領域の扱う問題が幅広いという課題と、多世代共創の概念整理の必要性を認識し、募集・選考では継続的に改善を実施しており、採択後のプロジェクトマネジメントにおいても、社

会のステークホルダーも含め、勉強会、合宿、若手を中心としたワークショップなどの場を適時設けて議論を行っていることは優れた取り組みとして評価できる。リサーチ・クエスチョンの設定も領域としての問題を具体的に示す試みとして有効である。

ただし、アンケート調査の結果によると、まだアドバイザー間での認識も十分には統一されていないようである。今後は、終了するプロジェクトを具体的な事例として提示できるようになるため、更に多世代共創の概念整理への取組を継続していただきたい。

また、「(申請者やプロジェクト側の) 状況認識や副作用への警戒が薄い」との領域総括の認識は、様々な事項とのトレードオフの関係にある多世代共創において非常に重要であり、この点は関係者全員に強調されたい。なお、若手の起用という方向性は人材育成のために重要であるが、様々な業務が若手に集中しやすいため、その点を留意しつつ、実態に即した運用を願いたい。

## 2-4. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）

領域としてのアウトプット及びアウトカムの創出に向け、各プロジェクトの活動から得られた知見を横断的にまとめようとしている。具体的には、領域としてのリサーチ・クエスチョンを設定し、各プロジェクトからの意見を求めつつそれへの答えを随時更新することで、一般化可能と考えられる知見を整理している。また並行して、新しい概念を端的に表現する「キーワード集」の作成も行われている。今後は、領域のリサーチ・クエスチョンを深化させ、人々の意識変化／行動変容／新しい仕組みの提案という 3 つの観点から、成果をできるだけ実証的に明らかにしつつまとめることが課題とされている。更に、多世代共創という方法論・考え方を社会に浸透させるための具体的な方策の検討や、統合的な成果の社会実装に向けたネットワーク構築なども課題としている。

以上が活動報告書で述べられていることの概要である。

目標達成に向けて、リサーチ・クエスチョンの導入や「キーワード集」の作成は、領域としての成果を取りまとめるための新たな試みとして高く評価する。ただし、多世代共創という方法論を具体的に示しその有効性を証明するには、各リサーチ・クエスチョンの内容をより明確化・具体化することが望ましい。

個別のプロジェクトでは新規の試みや知見が出始めているようであるが、従来の研究プロジェクトや地域活動、市民活動などとの差を明らかにしていただきたい。類似の事業等と比較して何が深まるのか、社会のデザインを変える力があるのかなどについては明確にすることが望まれる。人々の意識変化についても手ごたえが出てきているようであるが、人々の行動変化や新しい仕組みの提案におけるアウトカムなど、多世代共創という方法論並び

にその有効性を具体的に示していただきたい。

今後は、領域が掲げた3つの目標に沿った成果が出せるよう、まずは各プロジェクトの研究開発や社会実装の成果創出に注力していただきたい。その上でリサーチ・クエスチョンに対する具体的な答えを取りまとめることで、具体性のある方法論が提示されることを期待する。また、領域終了時点には、各プロジェクトが挑んだ社会の問題を解決するための社会システムの提案や、多世代共創の仕組みが形成されるメカニズム、あるいは形成を阻害する要因、多世代共創という手法が有効な社会の問題や分野などについて実証的な結果を示し、具体性のある方法論が提示されることを期待する。

## 2-5. RISTEX への提案等

本領域は対象とする社会の問題の幅が広く、また、多世代共創という概念や本領域が目指す社会の姿について認識を共有することに多大な労力が割かれており、焦点を絞って領域を立てたほうがよかったのではないかと思われる。今後の領域設定のあり方に反映してほしい。

本領域では、最終年度の公募において自然科学が含まれる提案を歓迎するとしたものの、実際は自然科学の観点が乏しい提案が多くあったとされている。RISTEX が、人文・社会科学と自然科学の融合あるいは連携を重視するのであれば、その実現のためにどのようにすべきか具体的に示すことが必要であると考えます。

本領域は文理横断型の性格が強く、多様な専門家の協業によって持続可能な社会の実現を図るものであることから、多分野にまたがる人的ネットワークの維持は重要である。また、RISTEX としてはプログラムや領域に対する横断的なネットワーク構築が重要である。それらのネットワークの構築や維持のために、例えば ICT を活用した情報共有や討論システムの導入を検討してもよいと考える。

なお、付記すれば、これまで多数の領域・プログラムが実施され、成果も蓄積されてきた RISTEX において獲得されたさまざまな具体的な知恵を活用し研究開発領域を支援していただきたい。

## 検討経緯

平成 29 年 1 月 23 日	領域より活動報告書の提出
平成 29 年 1 月 24 日～ 2 月 6 日	活動報告書の査読
平成 29 年 2 月 15 日	第 14 回運営評価委員会 ・領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答 ・総合討論
平成 29 年 3 月 21 日	第 15 回運営評価委員会 ・中間評価報告書案の審議
平成 29 年 3 月 22 日～3 月 29 日	領域による中間評価報告書の事実確認

○戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則 (抜粋)

(平成 17 年 7 月 8 日平成 17 年規則第 70 号)

平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 81 号

(評価方法等)

第 49 条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則(平成 15 年達第 44 号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第 50 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第 51 条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 緊密な共同研究を行う者

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

(4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

(5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者

(6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第 52 条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第 53 条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第 2 節 研究開発領域に係る評価

第 1 款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第 54 条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(中間評価)

第56条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第15条に規定する運営評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

○事業に係る評価実施に関する規則

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年達第 44 号)

改正 平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)における評価実施に関して、その具体的な方法を定めることを目的とする。

(評価の進め方)

第 2 条 評価は、次の各号に定める進め方により行う。

(1) 国が機構に提示した中期目標の達成状況を把握し、業績に係る説明責任を果たすため、機構が実施する事業について厳正な評価を実施するとともに、評価を通じて重点的かつ効率的な予算及び人材等の資源配分を実現し、事業の適切な実施及び改善を図ることを目的とすること。

(2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成 26 年 5 月 19 日文部科学大臣決定)を踏まえ、機構の実施する事業運営面を対象とした評価(以下「機関評価」という。)及び研究開発実施事業の個々の研究開発課題を対象とした評価(以下「課題評価」という。)を行い、これらを有機的に連携させること。さらに、機関評価は、研究開発施策の評価の観点も含めて実施すること。ただし、機構が直接雇用する研究者等の業績評価については別に定める。

(機関評価)

第 3 条 機関評価の目的等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

機関評価は、機構が運営する事業及び機構全般にわたる評価を行い、中期計画の達成状況を明らかにするとともに、運営上の改善事項を抽出すること等によってより効果的な事業運営を図ることを目的として実施するものとし、その結果は文部科学省に提出するものとする。

(2) 実施方法

ア 機関評価は、機構の実施する個々の事業それぞれについての実施状況・業務実績を明らかにするとともに、これらの結果を踏まえて機構の運営全般についての総合評価を行うことにより実施するものとする。

なお、成果のみならず、業務の過程も評価の対象とするものとする。

イ 機関評価は、機構が主体となって実施する自己評価により行う。

ウ 機関評価は、毎年度実施するものとする。

(3) 評価の視点

機関評価は、次に定める視点より実施するものとする。

ア 業務運営の効率化に関する事項

イ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

ウ 財務内容の改善に関する事項

エ その他必要な事項

(4) 自己評価委員会の設置

ア 第1号の目的を達するため、理事長は自己評価委員会を置く。

イ 理事長は、評価委員会の設置及び運営に必要な事項を別に定める。

ウ 機関評価の実施に当たっては、外部有識者や機構事業のユーザ等の意見を収集してそれを把握し、評価に反映させることに留意するものとする。

(5) 機関評価関連業務実施体制

機関評価に必要な業務は、経営企画部が関係各部室の協力を得て実施する。

(課題評価)

第4条 課題評価の対象等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 課題評価の対象

理事長は、課題評価の対象となる事業を別に定める。

(2) 課題評価の方法等

理事長は、前号に基づき定められた事業の課題評価の方法等に関し、次の事項について別に定める。

ア 評価目的

イ 評価時期

ウ 評価の項目及び基準

エ 評価者

オ 評価手続き

(3) 課題評価関連業務実施体制

課題評価に必要な業務は、対象となる事業を担当する部室において実施する。

(被評価者への周知等)

第5条 被評価者への周知等の取扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価の目的及び方法を、被評価者に対し予め周知するものとする。

(2) 評価結果について、理由を付して被評価者に開示するものとする。

(評価結果の取扱い)

第6条 評価結果の取扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価結果の適切な活用

理事長は、機関評価の結果については機構の事業運営の改善や新しい事業の企画立案に、課題評価の結果についてはそれぞれの事業の運営及び機関評価に適切に反映するなど事業に係る評価結果の活用に努め、機構がより優れた成果を上げることによって、科学技術の振興にさらに一層の貢献をするよう最善の努力を払うものとする。

(2) 評価結果等の公開

評価結果及びその反映状況は、インターネットなどを利用し、できる限り国民に分かりやすい形でとりまとめて公開することを原則とする。なお、その際、評価に携わった評価者の氏名や、具体的な評価項目及び評価手続き等についても、併せて公開するものとする。

(配慮事項)

第7条 評価の実施等に当たっては、次の各号に定める点に配慮するものとする。

- (1) 評価項目全体を平均的に判断するばかりでなく、優れた点を積極的に取り上げ、また、失敗も含めた計画外の事象から得られる知見や研究者の意欲、発展可能性等にも配慮すること。
- (2) 量的な評価のみに陥ることなく事業の質を重視する。また、事業の特性に応じた数量的な情報・データ等を評価の参考資料とすること。更に、科学的かつ技術的観点からの評価は世界的水準を評価基準とし、社会的・経済的観点からの評価についても考慮すること。
- (3) 基礎研究の成果は、長い時間をかけて様々な形で社会に還元されていくという性格も有するため、短期間の絶対評価は困難であり、開拓的、挑戦的な研究の芽が摘み取れることのないようにすること。
- (4) 評価対象が広範に及び、必要な作業も多岐にわたるため、評価に伴う作業を適切に処理し、評価における過度な負担を回避し、公正さと透明性を確保しつつ、効果的な評価が実施されるようにすること。
- (5) 個人情報、企業秘密及び研究に係る未公表のアイデアの保護、知的財産権の取得等に支障の生じないようにするとともに、必要に応じて、評価者に守秘を求めること。
- (6) 過去に行われた評価を踏まえて評価を行う必要がある場合は、その評価を行った者を評価者に含めるなど、評価の考え方の継承に努め、継続性を確保すること。

(評価方法の見直し等)

第8条 科学技術の急速な進展並びに社会及び経済情勢の変化等に応じて、評価項目、基準等を直すとともに、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努めるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定める事項の他、この規則の施行に関し必要な事項については、理事長がこれを定める。